

大統領の行政命令と連邦地裁の 普遍的差止権限

Trump v. CASA Inc. et al., 606 U.S.____ (2025)

岡原記念英米法研究会

弁護士 小杉丈夫 Takeo Kosugi

I はじめに

出生主義による市民権取得を変更することを内容とするトランプ大統領の行政命令に対し、連邦地裁はアメリカ全土に効力が及ぶ暫定的な普遍的差止命令を発し、控訴裁もこれを是認した。合衆国政府の上訴に対し、最高裁は、「連邦地裁には普遍的差止命令を発する権限がない」として、控訴裁の決定を取り消し、最高裁判断に従った再審理を求めて事件を控訴裁に差戻した。

II 事案の概要

トランプ大統領は、2025年1月20日、アメリカ国内で出生した子供のアメリカ市民権を一定の要件の下で否認する行政命令（トランプ行政命令）¹に署名した。原告ら（個人、移民支援団体、州政府）は、行政命令が合衆国憲法第14修正1項の市民権条項及び1940年国籍法に違反するとして、3つの連邦地裁（メリーランド、ワシントン、マサチューセッツ）に提訴した。連邦地裁は、いずれも、行政命令が違法である可能性があるとして、この政策を適用することを禁ずる暫定的な普遍的差止命令²を発令した。控訴裁（第4、第9、第1巡回区）は、いず

れも、普遍的差止命令の停止を求める合衆国政府の申立を却下した。そこで、合衆国政府は、合衆国最高裁に上訴して、普遍的差止命令の一部を停止し、その効力が及ぶ範囲を当事者に限定することを求めた。合衆国政府の申立は、「行政命令が市民条項又は国籍法に違反する」、という論点を提示しておらず、「連邦地裁が1789年裁判所法の下で普遍的差止命令を発令する権限を有するか否か」、に論点が限られていた。

合衆国最高裁は、6対3の評決をもって、連邦地裁の普遍的差止命令が「原告適格を有する原告に対して『完全な救済』を付与するに必要な範囲」を超える限度で差止命令の効力を停止して下級審に差戻し、この最高裁判断に合致する措置をとることを求めた。最高裁はさらに、行政機関が行政命令を履行するためのガイドラインを準備、発付することを禁ずる限度で行政命令の効力を停止し、この決定が、決定の日から30日後に効力を生ずるとした。

バーレット裁判官が法廷意見（ロバーツ、トーマス、アリトー、ゴーサッチ、キャヴァノー同調）を執筆し、トーマス裁判官（ゴーサッチ同調）、アリトー裁判官（トーマス同調）、キャヴァノー裁判官がそれぞれ同意意見を執筆した。ソトマイヨール裁判官（ケイガン、ジャクソン同調）、ジャクソン裁判官がそれぞれ反対意見を執筆した。

1 Protecting the Meaning and Value of American Citizenship, Exec. Order 14160, 90 Fed. Reg. 8449 (2025), 梅川健「第二次トランプ政権と大統領令：その仕組みと限界」學士會会報No.975 (2025-Ⅶ) 10頁は、大統領令を「行政命令」「覚書」「布告」の3類型に分類する。

2 本件差止命令は、効力がアメリカ全土に及ぶという意味で普遍的（universal）であるが、その効力は、恒久的（permanent）なものではなく、本案判決が確定するまでの暫定的（preliminary）な措置を定めるに止まる。